

パブリックコメントの実施結果について

中央環境審議会野生生物部会鳥獣保護管理小委員会報告書素案について、平成 17 年 12 月 16 日（金）から平成 18 年 1 月 13 日（金）までパブリックコメントを実施した。

意見提出のあった個人・団体の数は 139 であり、寄せられた意見を項目別に整理したところ、のべ意見数は 697 件あった。その内訳は以下のとおりである。

1 意見提出者の内訳

	メール	FAX	郵送	合計
個人	103	14	7	124
団体	10	4	1	15
計	113	18	8	139

2 項目別の主な意見とのべ意見数

提出された意見のうち、報告書素案を修正した意見、特に件数の多かった意見及び代表的な意見の概要は次のとおりである。

全体のべ意見数： 697

【はじめに】 件数：14

- 現状と経緯について分かりやすく記述する。
- 目次が必要。
- 平成10年12月14日答申の野生鳥獣の科学的・計画的な保護管理の基本的考え方を明記する。
- 狩猟者の減少は、社会的観点から取り組むべき課題。
- 特定計画についての評価が楽観的に過ぎる。
- 狩猟やわなによる特定計画を見直す。

【1 基本指針（国）及び鳥獣保護事業計画（都道府県）の充実】 件数：2

- 鳥獣保護管理は保護または管理とする。被害農林業者への補償を盛り込む。
- 人材育成の仕組みを作る。

【1（1）現状と課題】 件数：8

- 農林水産省だけでなく、国土交通省とも連携する。
- 都道府県の連携は無理。
- 「野生生物保護法」などの整備に取り組む。

【1（2）国における取組の明確化】 件数：47

- 野生鳥獣は国の共通財産であると位置づける。
- 海棲哺乳類を鳥獣法の対象とする。

【1（3）鳥獣保護事業計画の充実】 件数：6

- 環境教育や油汚染事故への対応についても言及する。
- 捕獲情報の速やかな収集及び錯誤捕獲数も集計する。

【1（3）ア 鳥獣を巡る現状と課題の整理】 件数：1

- 鳥獣の生息状況を正確に掴むのは不可能。

【1（3）イ 鳥獣の生息状況等に応じたきめ細かな事業の推進】 件数：2

- 鳥獣区分については国における検討を十分に行う。
- 希少だからでなく、当たり前前に生息する状況を守る。

【1（3）ウ 関係主体の役割の明確化と連携】 件数：13

- その他関係者を市民、民間団体等と明確にする。
- 市町村における人材育成を図る。
- 事業計画策定へのNGOの参加の位置付け。

【1（4）国際的取組の推進】 件数：17

- ボン条約の批准を検討する。
- 渡り鳥は水鳥だけでなく、森林性・草原性も含めて考える。
- 鳥獣の輸入に関する鳥獣法26条のただし書き規定を削除する。

【2 特定計画制度の充実】 件数：3

- 種ごとに定める特定計画を、複数種を対象とした地域計画制度とする。その際、環境省
地方環境事務所が支援する。
- 特定計画に関する都道府県知事の権限を強化する。

【2（1）現状と課題】 件数：8

- 調査・モニタリングのための予算の確保を記述する。
- 猟期を本来の狩猟期間とする。

【2（2）特定計画の実施に係る関係主体の連携】 件数：2

- 都道府県における鳥獣の生息状況を踏まえ、特定計画を策定して適切に鳥獣保護管理を
行う。
- 合意形成プロセスについて記述する。

【2（2）ア 関係主体の役割の明確化と連携】 件数：18

- 関係主体への団体等の追加。
- 農林業被害対策は防除を基本とする。
- 国、都道府県、市町村の役割の充実。

【2（2）イ 広域的及び地域的な連携】 件数：7

- 広域的な取組を支援する国の役割を明確化する。

【2（3）地域に根付いた取組の充実】 件数：12

- 生息環境管理の項目に豊かな河川環境の再生・復元を含める。
- 広葉樹の自然林の復元を入れる。

- 鳥獣保護に関する正しい知識を与える。
- 誘引要因の分析と根本原因の見直し。

【2（4）科学的・計画的な保護管理の推進】 件数：4

- 標識調査のシステム上の位置付け。
- 鳥獣関係統計の迅速化と有効活用。

【2（4）ア 適切な技術開発・調査】 件数：6

- 国において鳥獣保護管理に関する技術開発を進める。

【2（4）イ 人材の育成・活用】 件数：13

- 人材育成に狩猟者を活用する。
- 資格制度（国家、民間等）について記述する。
- 民間の知識を活用する。
- 人材育成に関して狩猟団体の意見を聴く。

【2（4）ウ モニタリング及びフィードバック】 件数：1

- 捕獲や被害防除効果に関する情報の迅速な収集と提供。

【2（5）適切な捕獲の推進】 件数：32

- 入猟者を増やすために猟区における狩猟税を軽減する。
- 捕獲個体の有効利用に関する意見（反対、条件付きとすべき、賛成等）。
- 猟具の適切な取扱。
- 鳥獣保護区、休猟区等の狩猟禁止地域で特定種の狩猟を可能とする制度については、それぞれの地区の本来の趣旨を損ねることがないようにする。
- 保護管理を狩猟に期待するのは本末転倒。

【3 鳥獣保護事業の強化（1）現状と課題】 件数：5

- 狩猟の位置づけについて、現状が無視されている。
- 鳥獣保護区内の野生鳥獣のコントロールを図り、地域の理解を得ることが必要。

【3（2）鳥獣保護区の機能の充実・強化】 件数：47

- 鳥獣保護区の設定に住民参加の手続きを求める。
- 国指定鳥獣保護区での拠点施設の整備と、専門性を持ったスタッフの継続的な配置。
- 鳥獣保護区の管理強化（広域保護区、規制強化、調査の実施、森林管理等）。
- 指定は必要最小限とする。
- 有害駆除は禁止する。

【3（3）鳥獣保護員の機能の充実・強化】 件数：53

- 鳥獣保護員の機能強化（公募等による確保、常勤化、資質の向上等）。
- 鳥獣保護員の任期を設けるとともに監査を強化する。

【3（4）鳥獣の流通の適正化】 件数：72

- 鳥獣の流通に関する規制強化（実験・商業利用の禁止、愛がん飼養の廃止、輸入の禁止）
- 適正に捕獲された個体については流通を認める。
- 捕獲鳥獣・輸入鳥獣への個体識別等の措置。
- 捕獲に関する手続きの強化。

【3（5）野生鳥獣個体の取扱いの適正化】 件数：54

- 捕獲個体の処分方法について明記。
- 殺処分については可能な限り苦痛が少ない方法とする。

- 愛がん飼養に関する意見（賛成及び反対）。
- 傷病鳥獣の取扱の適正化（データの収集、リハビリテーターの育成）。

【3（6）鳥獣への安易な餌付けの防止】 件数：38

- 野生鳥獣への餌付けの原則的禁止。

【3（7）鳥獣と関わりのある感染症への対応】 件数：4

- 検体採取の際の狩猟者の活用。
- 狩猟者への情報提供の強化。

【3（8）鳥獣保護事業に必要な財源の確保】 件数：13

- 狩猟税を被害対策へ充当する。
- 職員の専門化を図るとともに放鳥は廃止する。
- 狩猟税の使い方について公開する。

【4 狩猟の適正化】 件数：2

- 狩猟に関する徹底的な規制。

【4（1）現状と課題】 件数：18

- 狩猟者は鳥獣との伝統的な関わり方の継承者等であることを明記。
- 外来種対策について狩猟を活用できるようにする。
- 狩猟者依存の保護管理政策から、地域ぐるみの保護管理政策へ変換が必要。
- 箱わなの記述の削除。

【4（2）狩猟・捕獲従事者の確保と育成】 件数：36

- 狩猟者の資質の向上（免許試験、講習等の強化）。
- 狩猟税の引き下げ。
- わな免許の初心者が増大した際のとめさしが懸念。
- 免許取得の受験資格を厳しくする。
- 被害対策として安易にわなを設置させるべきではない。
- 狩猟者増加のためのPRをマスメディアを通じて行う。

【4（3）狩猟の適正化】 件数：5

- 狩猟の場の転換。

【4（3）ア わなの取扱の適正化】 件数：123

- とらばさみ、くくりわなの使用・販売禁止。
- 違法なわなの撤去の推進。
- わな設置制限の強化。
- とらばさみの登録狩猟における禁止ではなく、錯誤捕獲の防止を多角的に検討する。

【4（3）イ 鳥類の鉛中毒の防止】 件数：9

- 捕獲鳥獣の放置を全面的に禁止、適切な捕獲の義務付けの明文化。
- 鉛製製品は全て禁止。
- 捕獲した野生鳥獣については、行政に所有権を持たせ、処分に関して流通経路や方法を明らかにする責任を持たせる仕組みを作る。

【その他】 件数：2

- わなによる駆除ではとりかえしのつかないことになる。